

<国民健康保険・後期高齢者医療制度にご加入の方へ>

各被保険者証の更新、各通知書についてのお知らせ

8月1日(火)以降にご使用いただく各被保険者証については、次のとおり郵送します。

	国民健康保険の被保険者証	後期高齢者医療制度の被保険者証
配達期間	7月4日(火)～18日(火) 簡易書留で配達	7月7日(金)～19日(水) 簡易書留で配達
不在時の受取方法	●7月19日(水)～25日(火)…牛久郵便局窓口で受け取り ※窓口の開設時間等、詳しくは不在時に投函される「書留等ご不在連絡票」をご覧ください。※配達員の訪問があっても「書留等ご不在連絡票」が投函されない場合があります。その場合は後日、改めて訪問しますのでお待ちください。	●7月20日(木)～26日(水)…牛久郵便局窓口で受け取り
	●7月26日(水)以降…医療年金課で受け取り	●7月28日(金)以降…医療年金課で受け取り
	※被保険者証の受け取りの際には、本人確認できる証明資料(免許証、健康保険証、マイナンバーカード等)と印鑑が必要です。 ※代理の方が受け取る場合には委任状(任意様式)が必要です。【受付時間】午前8時30分～午後5時15分(土・日・祝日除く)	

令和5年度の各通知書については、次の通り郵送します。

	国民健康保険税 納税通知書	後期高齢者医療保険料 納入通知書
配達期間	7月11日(火)～21日(金) 普通郵便で配達	7月10日(月)～14日(金) 普通郵便で配達

【被保険者証等に関する問い合わせ】 ●国民健康保険…医療年金課☎内線1724～1727 ●後期高齢者医療制度…医療年金課☎内線1721、1722

賦課限度額、軽減措置の見直しについてのお知らせ

●賦課限度額の見直しについて 国民健康保険税の賦課限度額が以下の通り引き上げられます。

	国民健康保険税の賦課限度額	
	令和4年度	令和5年度
医療分	650,000円	650,000円(据え置き)
後期高齢者支援金分	200,000円	220,000円(+20,000円)
介護納付金分	170,000円	170,000円(据え置き)

※後期高齢者医療保険料の賦課限度額…2年ごとの見直しのため、令和5年度は変更ありません。

●所得が低い方に対する軽減措置の見直しについて 5割軽減・2割軽減の金額が以下の通り引き上げられます。

	国民健康保険税の軽減措置基準所得		後期高齢者医療保険料の軽減措置基準所得	
	令和4年度	令和5年度	令和4年度	令和5年度
7割	43万円+10万円× (給与所得者等 ^{*1} の数-1) 以下の世帯	43万円+10万円× (給与所得者等の数-1) 以下の世帯	43万円+10万円× (給与所得者等 ^{*1} の数-1) 以下の世帯	43万円+10万円× (給与所得者等の数-1) 以下の世帯
5割	43万円+28.5万円× (被保険者数および特定同一 世帯所属者数 ^{*2})+10万円 ×(給与所得者等の数-1) 以下の世帯	43万円+29万円× (被保険者数および特定同一 世帯所属者数)+10万円 ×(給与所得者等の数-1) 以下の世帯	43万円+[28.5万円× 世帯の被保険者数] +10万円×(給与所得者等 の数-1)以下の世帯	43万円+[29万円× 世帯の被保険者数] +10万円×(給与所得者等 の数-1)以下の世帯
2割	43万円+52万円× (被保険者数および特定同一 世帯所属者数)+10万円 ×(給与所得者等の数-1) 以下の世帯	43万円+53.5万円× (被保険者数および特定同一 世帯所属者数)+10万円 ×(給与所得者等の数-1) 以下の世帯	43万円+[52万円× 世帯の被保険者数] +10万円×(給与所得者等 の数-1)以下の世帯	43万円+[53.5万円× 世帯の被保険者数] +10万円×(給与所得者等 の数-1)以下の世帯

※1) 給与所得者等…一定の給与所得者(給与収入55万円超)および公的年金の支給(60万円超(65歳未満)または110万円超(65歳以上))を受ける方。

※2) 特定同一世帯所属者…後期高齢者医療制度の被保険者になったことに伴い国保資格を喪失した方で、引き続き同一世帯に属する方。

※収入が公的年金の方は、年金収入額から公的年金控除(年金収入額が330万円未満は110万円)を差し引き、65歳以上の方は、さらに高齢者特別控除(15万円)を差し引いて判定します。

【国民健康保険税の軽減に関する問い合わせ】 医療年金課☎内線1724～1727

【後期高齢者医療保険料の軽減に関する問い合わせ】 茨城県後期高齢者医療広域連合☎029-309-1213

詳しくは7月中旬ごろ
に送付される通知書
をご確認ください